

あらためて訴える 「学童保育・指導員とは何か」

私たち指導員が、学童保育の公設公営化に向けた基本要望として訴え続けていることは次のことです。

- 継続して指導員が続けられるための安定的な労働条件の確立
- 事業が円滑に移行するための希望する現指導員が、働き続けられる保障

それはこの二つの要望が、船橋市の経過を踏まえ、学童保育指導員にとってどうしても欠かせないことだからです。

<学童保育の生活づくり>

学童保育の基本的役割は、放課後（学校休業日は一日）の子どもたちの生活を支えることを通じて、働く親の労働を保障することです。

学童保育では、異年齢の子どもたちが共に生活を送っています。

指導員は、子どもの体調を見たり、怪我の対処をするなど健康と安全を確保することはもちろんです。しかし、それだけでは不十分です。

学校を終えた後の生活ですから、まずホッとでき、ゆったりと過ごせることが必要です。また、自分の思いを何でもはなせる人間関係がなくてはなりません。学童保育が居ごごち良い場所になってこそ、子どもは通い続けることができるのです。

このために、学童保育指導員は工夫した生活づくりをすすめることが求められます。

<指導員の仕事は>

学童保育で子どもの生活に直接責任を負うのは指導員です。親から子どもの命を預かっていることは、大変責任の重い仕事と言えるでしょう。

また、学童保育の役割にそって、一人一人の子どもをしっかりと理解し、成長する手助けをするうえで、経験と知識が必要です。

仕事のいくつかをあげると…

- おやつや教材の準備をする。
- 子どもたちの様子を出し合い、その日の過ごし方について打ち合わせをする。
- 子どもが安全に過ごせるよう施設の維持・管理をする。
- 遊びや工作など子どもが楽しく過ごせる工夫をする。
- 生活を充実させるための技術の研修や学習をする。
- 学童保育のことを日誌に記録する。
- 学童保育・子どもたちの様子を父母に伝える
- 地域と共に過ごすよう地域の方々と協力する。



船橋市学童保育指導員労働組合

1999年10月
8日

NO.5

父母と指導員のたゆまぬ努力の上に 船橋学童保育の今がある



＜「基本方針」の示す指導員とは？＞

6月に出された「船橋市放課後児童健全育成事業 公設公営化に向けての基本方針について」（以下「基本方針」という）では、受験資格を「幼稚園及び小・中学校の教員、保育士、社会福祉主事、児童厚生員（児童の遊びを指導する者）のいずれかの免許又は資格を有するもの」としています。このことは、指導員は誰でもできるのものではなく、専門的な職業と位置づけていると言えます。

また、「基本方針」では、「事業内容」（学童保育の内容の意）を別欄のように示しています。「事業内容」は市と船橋市学童保育連絡協議会（「市連協」）との協議が終了してない「テーマ」のひとつで、その具体的内容はまだ明らかにされていません。しかし、「基本方針 事業内容」に示された各項目をすすめるには、専門的力量をもった指導員があたる必要があることは明白です。

「基本方針」において指導員や事業内容をこのように位置づけながら、なぜ指導員の労働条件が明確にされないのか、なぜ学童保育を支えてきた現指導員に対する配慮がないのでしょうか。

＜これまでの歴史の中で

学童保育の内容が作られてきた＞

「安心して働きたい」「放課後子どもをひとりぼっちにさせたくない」という父母の願いから30余年前に出発した学童保育。

最初はまったく「手探り状態」で始められました。

その後、父母と指導員が話し合い、市内の指導員が集まって自分たちで研修や交流をすすめながら、今の学童保育を作ってきたのです。

父母と指導員のたゆまぬ努力のうえに、船橋学童保育の今があるのです。

「公設公営」という運営形態は変わっても、学童保育事業の性格、役割が変わるものではありません。

私たちはこうした歴史の上に立って、

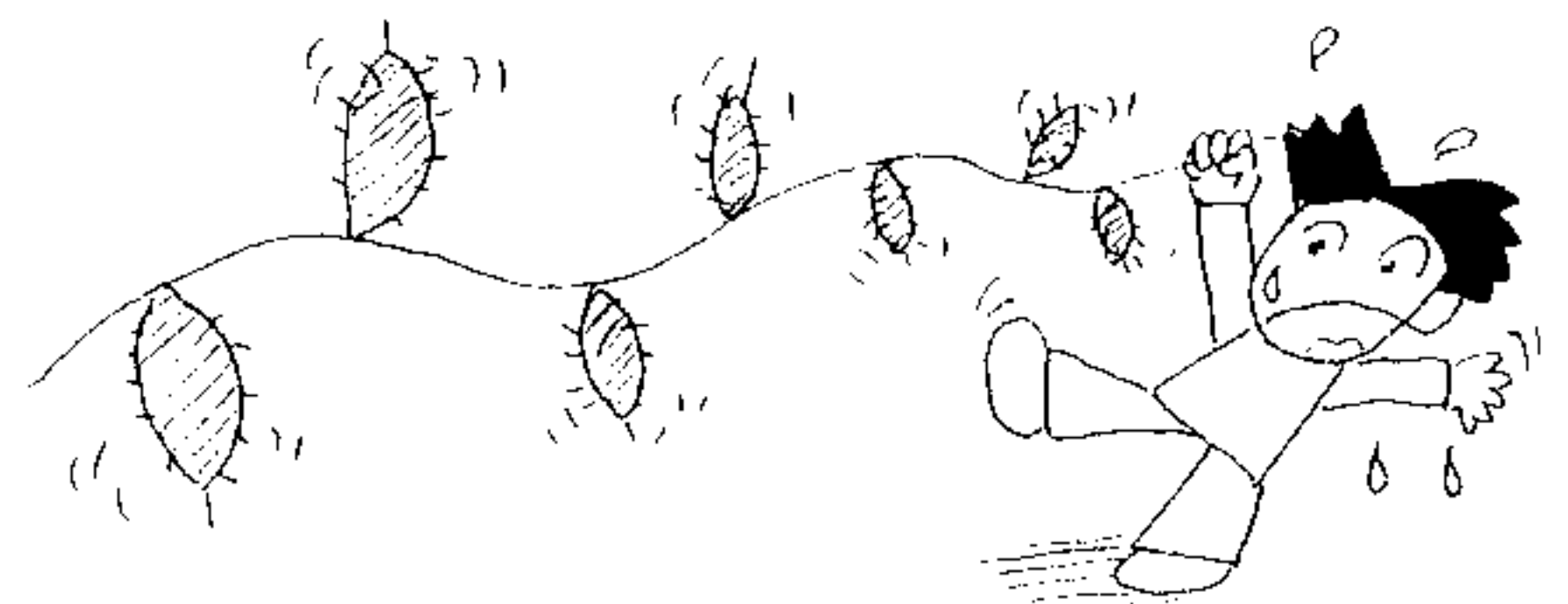
- 継続して指導員が続けられるための安定的な労働条件の確立
- 事業が円滑に移行するための希望する現指導員が、働き続けられる保障の実現をあらためて要望するものです。

「基本方針」

6 事業内容

「放課後ルーム」は、対象児童の安全確保に努め、生活及び衛生に配慮し、遊びを通して児童の健全育成を図るものとし、その内容は概ね次の通りとする。

- 1 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- 2 遊びの活動への意欲と態度の形成。
- 3 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
- 4 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡。
- 5 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援。
- 6 その他、児童の健全育成上必要な活動。



船橋市学童保育指導員労働組合

1999年10月
8日

no. 5